

令和4年第1回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和4年 3月25日 午後 1：45

○閉 会 午後 2：58

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学 校 教 育 課 長 島 崎 徳 之

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 健 二	議会事務局次長 鈴 木 学
----------------	---------------



令和4年第1回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和4年 3月25日（4日目）午後1時45分開議

会議並びに議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 議会運営委員会の報告   |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 潟上市消防団に関する条例（案）について                                  |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について                   |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について                             |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について                        |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 潟上市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について                 |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について                          |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について                 |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について       |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 潟上市自治基本条例の一部を改正する条例（案）について                           |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 市道路線の認定及び変更について                                      |
| 日程第 13 | 議案第 14号 | 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について                        |
| 日程第 14 | 議案第 15号 | 令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について                 |
| 日程第 15 | 議案第 16号 | 令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について                  |

- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 令和 3 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 令和 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 令和 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 令和 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(案) について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 4 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案) に  
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 4 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 4 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 令和 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) につ  
いて
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 令和 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 令和 4 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 令和 4 年度潟上市下水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 令和 3 年度潟上市一般会計補正予算 (第 1 5 号) (案) に  
ついて
- 日程第 3 3 議会広報編集特別委員会委員辞職の件について

午後 1時45分 開会

○議長（小林 悟） 傍聴席の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、皆さんのお手元に「ロシアによるウクライナ侵攻について」の決議文の写しをお配りしております。全国市議会議長会をはじめ地方六団体の連名で、令和4年2月25日に決議したことをお知らせいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えないことから、議会における基本方針をまとめ、皆さんにお配りしております。内容については市職員の対応に沿ったものでありまして、今後の感染状況に応じ随時改正してまいりますので、宜しくお願いいたします。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、本定例会に追加提案いたしました議案の概要について申し上げます。

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第15号）（案）につきましては、特別交付税等の交付額決定による財政調整基金の積み立てと、国の方針により子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限を延長するため、必要な繰越明許費について計上するものでございます。

詳細については後ほど担当部長が説明いたしますので、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【日程第1、議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。7番堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） 私から議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、3月24日、追加提出議案、それから議会広報編集特別委員会の委員辞職の件、議事日程を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会最終日の運営について報告をいたします。

はじめに、追加提出議案について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、本日の議事日程に追加をし、当局説明、質疑、討論、採決の順に行うことと決定をいたしました。

次に、議会広報編集特別委員会委員辞職の件及び議事日程について申し上げます。

3月16日付けで、議会広報編集特別委員会の佐藤義久委員より、一身上の都合により辞任願が提出されております。潟上市議会委員会条例第14条の規定により議会の許可が必要となりますので、「議会広報編集特別委員会委員辞職の件について」を議事日程に追加するものであります。

以上が議会運営委員会の報告であります。

【日程第2、議案第2号 潟上市消防団に関する条例（案）について から 日程第31、議案第32号 令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第2、議案第2号、潟上市消防団に関する条例（案）についてから日程第31、議案第32号、令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案及び単行案については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和3年度各会計補正予算（案）及び令和4年度各会計予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鑑 仁志） 令和4年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年3月14日

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、鈴木 司、菅原秀雄、菅原龍太郎、鑑 仁志

3. 説明当局には、副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記には、総務部 総務課 佐藤智紀さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について報告いたします。

議案第2号、潟上市消防団に関する条例（案）について。

本条例は、消防団員の処遇の改善を図るために必要な措置として、消防団員に支給する年額報酬を改定し、及び出動報酬を定めるとともに、規定を整備するため、条例の全部を改正するものです。

委員からは、年額報酬及び出動報酬の引上げにより年額で435万円ほど増額とあるが、この部分は交付税の対象となるのか。また、新聞報道では、国から各自治体に出動報酬を8,000円支給するよう求めたようだが、潟上市では4,000円とした経緯について質問があり、当局からは、財源は全額交付税措置の対象としているが、周辺市町村の状況を踏まえ、火災等の出動報酬を2,000円から4,000円に増額した旨の回答がありました。

また、本市の消防団員定数が定められてから年数も経過していることを踏まえ、行政側として人口割で試算するなど検証しながら判断していく時代ではないか。報酬アップだけではなく、定数の見直しや分団の再編を進めるなどの方策、人口割や地域性など全体を複合的に見る必要があるのではないかと質問があり、当局からは、現実的には、人口増地区である追分地区では一つの分団配置となっている実情に対して、湖岸地区では4分団の配置となっている。歴史と伝統のある消防団の再編となると、なかなか一朝一夕にはいかない部分もあるが、今後は行政として具体的な再編案も提示しながら、消防団員とともに検討を進めていきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に鑑み、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、軽自動車税の種別割の納期を変更するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、「軽自動車税の納期改正に関係して、コンビニ納付等の対応」とあるが、コンビニ納付等導入事業に係る多額の経費に対し費用対効果についてどのように考えているか質問があり、当局からは、コンビニ納付等導入事業については、令和4年度において市税のコンビニ納付やクレジット・スマホ納付などのキャッシュレス決済を実施するための導入準備経費で、税システムの改修や大型プリンターの更新など、約3,000万円の事業費を計上している。本事業は、納税義務者の納付機会の拡充と利便性向上を図るものと考えているという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額について定める等のため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、法律及び地方税法による未就学児に対する軽減措置として、潟上市の全ての未就学児に対し、5割軽減するとなると多額の経費を要すると考えるが、改正によりどの程度の未就学児が対象で負担を伴うのかと質問があり、当局からは、国民健康保険の被保険者である未就学児に対して、現在軽減されていない未就学児も含め、1月末現在では107人が対象で、影響額は111万3,000円と見込んでいるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、潟上市自治基本条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に係る規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第2号、潟上市消防団に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、潟上市自治基本条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 報告の前に字句1か所だけ訂正をお願いします。審査年月日「令和3年」を「令和4年」で訂正をお願いします。

令和4年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規

定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年3月14日

2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、福祉保健部技監兼社会福祉課長、各関係課長

4. 書 記 市民生活部 市民課 佐藤洋介

5. 審査の経過と結果

議案第6号、潟上市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市国民健康保険事業財政調整基金を処分することができる場合として新たに規定を追加するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、平均寿命の延伸及び社会情勢の変化並びに条例の定める目的に鑑み、祝い金の支給対象者を見直すため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、77歳の喜寿が対象外となり、88歳の米寿まで祝い金がないのかという質問があり、当局からは、令和4年度から、満80歳の方へ記念品を配布する事業を新たに実施するという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市昭和衛生センター及び潟上市飯田川衛生センターを廃止する等のため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、跡地利用について質問があり、当局からは、利用者を募集し、利用者がいなければ解体となり、その後の利用については売却を考えているという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条第2項の規定に基づき、本市独自に行う個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、個人情報が増えるということはないかという質問があり、当局からは、福祉医療費の支給に関する事務における市町村間の連携であるため、他人に知られるというものではないという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告がありました議案第6号、潟上市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 委員長、お疲れさまでした。

議案第8号の……あ、ごめんなさい。

○議長（小林 悟） 6号。

○3番（藤原仁美） すいません。失礼しました。

○議長（小林 悟） ただいまは6号でありますので、宜しくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市敬老祝い金条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 敬老祝い金については、先般の市政協議会の中でも当局の方からご

説明いただきました。その中で、議員と当局といろいろ協議されたという経緯もあります。

委員長の報告の中で、平均寿命が延びたと。それから、社会情勢の変化並びに条例の定める目的に鑑みと。ひとつは社会情勢の変化というのは、何がどういうふうに変化したのかなということを具体的に、恐らく協議されたと思いますから、そのことについてお示しをいただきたい。併せて、条例の目的というのは、どういう目的で当初条例が制定されるのか。その目的をもう一度おさらいしていただきたい。教えてください。で、まずこれが1点ですね。

それから、77歳の喜寿の方を対象外にすると、対象外。で、88歳の米寿まで10年あくけれどもいかがかという質問に対しては、80歳で記念品を配布すると。記念品というのは何をあげるのか。社会情勢の変化、あるいはまた目的の鑑み等々の中で、総合的に判断して記念品を77でやめちゃって80で記念品何をあげるのか。その整合性はどのような形で説明を受けたのか。

いま一つは、記念品あげる80歳の方が対象者というのがどれぐらいの人数がいるのか。そして、金額的にはトータルどのぐらいなるのか。そのことも具体的にお知らせいただきたい。

やはりね、健康寿命の延伸とかね、長寿化社会になったとはいいつつも、私の記憶しているところであれば、潟上市になってからね、敬老祝い金というのはやはりこの社会、地域、ふるさとを築き上げてきた先輩に対して最大限の敬意を表する、やさしい行政を表す、さらに頑張ってもらいたいという激励等々のね輻輳的な基本的な、まさにその目的があったと思うんですね。だからここらも含めて、この77歳、今年から年齢がどんといくわけけれども、市民対象者は、まさか自分の年に外されたというふうに思うかもしれないし、そしてやはりここをもう少し周知徹底をして、何ていうかな、ランディング期間というか、やはり1年ぐらいは何らかの形に周知徹底をする。広報であれ、SNSであれ、何であれ。そしてね納得していただいて、やはり市民に報告し対応すると。これが私はやはりプロセスとしては大事なんじゃないかなと。去年まではやってて、市長代わったら変わったというこのねショックっていうかね、市民に対するやはり説明責任が、私はやはり丁寧に、つぶさにやらなきゃだめなことだと思いますけども、そこらの当局、提案者がどういうふうな説明をされたのか。しっかりと教えていただきたいと思います。

さらに、その民意、例えば対象者を含めてですね、民意をどのぐらい聞いたのか。こ

れ政策転換ですよ、福祉政策の。政策転換。条例までつくってやったものですから。それを変えるときに、相も変わらず行政懇談会するとき、ちらっと出して、あとやるじゃなくして、なぜ事前にもっとね我々に知らせなかったのか。そして対象者、あるいはまたこれから対象者となるべく方々に、どれぐらいね市民の声を拝聴し、組み入れて、そして政策として今回提案したのか。まずその点についてお答えください。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 社会情勢の変化なんですけれども、平均寿命が長くなったということと、あとは他市町村が、県内で3市町しかやってないというふうな社会情勢の変化、そういうふうなことです。

それから、条例の目的については、改めて質疑はしませんでした。

それから、80歳で記念品何をあげるのか。これについては、質疑がありまして、3,000円相当の品物がついたカタログを配布して、その中からいいもの、希望するものをはがきに書いていただいて、それで選ぶというふうなことに、はがきを送ってもらうということで、具体的に品物については聞きませんでしたけれども、3,000円相当のカタログを準備して、その中から選んでもらうというふうなことです。

それから、80歳の方の人数については、特別聞きませんでしたけれども、ただし、今年度予定している敬老祝い金の支給対象の人数はどれくらいかというふうなことについては、令和3年度は600人に支給し、うち77歳は329人でしたと。令和4年度については、77歳の人数371人を除き、297の方が敬老の対象になっているというふうなことです。

それから、徹底は広報でとかというふうな話されましたけれども、これについても質疑ありまして、広報等で周知する予定ですよというふうなことですね。

それから、民意についてはどのくらい聞いたのかというふうなことについても質疑ありまして、去年10月に市の敬老事業として自治会連合会、老人クラブ連合会、民生委員協議会、連合婦人会の会長、副会長から集まっていたいただき意見交換を行ったということです。その中で、77歳という節目にお祝いしていただけるのはありがたいという意見があった一方で、現役で活躍してる方もおり、敬老という意味合いが薄れているというご意見もありましたと。これらの意見を踏まえて今回の改正に至ったんですが、いろいろな各自治会、老人クラブ、民生委員の方とよく意見交換をしてきたというようなことが、どれくらい民意を聞いたのかというふうなことの回答でございました。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、委員長の方からね縷々説明をいただきました。納得できる部分、納得できない部分あります。社会情勢に鑑みと。人間のね寿命が延びたんだと、そういうようなことがひとつの起因、原因だよと。目的についてはね、特別、質疑の中ではチェックしなかったというふうな答弁でした。で、私ね、今委員会のね審査したことはね尊重しますけれども、やはりそれから県内で3町村よりやってないとかね、こういう福祉政策、例えば我々のやはり先輩に対する敬意の政策というものはね、その程度のはっきりいって理由でカットする。しかも、その80歳なれば、まあしょぼいって言えばちょっと失礼ですが、3,000円のカatalogをあげるとかね、5,000円とこれどこ違うの。だとすれば、従来から必要でつくった制度を営々とやはり続けていくことによって、潟上市は、行政は、市政は、議会は、我々やはり長寿者に対して非常にね懇切丁寧だというふうなことで、むしろ住みやすい、ありがたい市だということの評価をいただける方のメリットが多いんじゃないの。何でそういうふうなことができないのかな。で、究極はね、やはりこれも今年もらえんと思える人だっているんですよ。婦人会の代表だとか老人会の代表で何人集まって、どの程度の意見あったのか。まあ意見も両者の意見があったというふうな今報告だけでも、だとすればだよ、もう少し丁寧なプロセスを経て、政策転換やるんだとすれば、これ福祉政策というのは一丁目の一番地ですから、全て福祉の向上でしょう、我々の政治というのは、原点は。それだけの丁寧さがやはりあってもいいんじゃないかなと思うのが、市長代わったら変わったと。市民方そう思ったときに、むしろね、どんだけのやはりね、はっきり言ってマイナス的なことになるのか。で、議会も何やってんだということにならないのか。私はそこをね非常に懸念しますよ。ですからそこら辺、今、委員長が説明あったんだけど、もう少しね、さらなる質疑恐らくあったと思うんですが、そこら辺もう一回、今、私が疑問に思うことについてお答えいただけないでしょうか。これやはり議会として許しがたいことですよ、私はそう思います。だって、これ327人、297人が減ってきた。80でやらなくなって77でやってればいいだけの話だもん。あえて条例まで変えてやらなきゃならないというね根拠は乏しいですよ。私は議員の一人として強くそう思いますね。委員長、そこら辺も含めてどうでしたか。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 質疑の中ではね、今、堀井議員も言ったことも含めて、今後の敬老式のあり方について、じゃあ何歳からにするんだと、どうのこうのというふうなこう意見がありました。今の状況は、やはりコロナウイルスの感染が流行前から今検討してきたという、敬老式の今後のあり方ね、いうふうなことの答弁もありました。それで、コロナが感染して収束した場合に、市としての大人数に一堂に会して敬老式というのは困難になってきているんじゃないかなということで、今後は自治会や地域等で敬老会を行いたい旨の要望があった場合は協議していきたいというふうなことの答弁です。議員の中からは、それに対して、敬老祝い金を楽しみにしている方もいると思うので、市民へ納得できる説明、周知をしっかりとさせていただきたい、行っていただきたいというふうな意見も出ております。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 3回目ですからね。今、委員長の方からね、さらにこう、何ていうか、幅広い答弁いただきまして、あ、なるほどなど。敬老の方々ですから長寿者の方々です。敬老会の問題もセットでねパッケージで出てくるな。それはまあ質疑していただいた。これはありがたいことです。

ただ、今あれっと思ったのは、敬老会も自治会とか集落から出てこれば対応。手挙げ方式のような話の対応もやの答弁あったと。で、私はやはりね、ほかの自治会がこうじゃなくして、この程度のはっきり言ってコンパクトなね自治体、基礎的自治体で、せめて昭和ね、旧昭和とか飯田川とか天王とか、3つのブロックぐらい、あるいはまた、できれば総合体育館でやれば一番いいんだけど、私も長く議員やらせてもらってますが、年に1回の敬老会、市長が行く、我々も行く。そしてやはりね長年築き上げてきた先輩に敬意を表す。久しぶりに会う仲間たち。あの喜びとかね熱気、私は感じてますから何十年も行って。あれはやるべきですよ、逆に。コロナが収まれば。そして、そういう方々に敬意を表しながら、元気でこれからも頑張ろうというエネルギーをね持ってもらう。で、今現実に今ね、委員長から報告、やるも、やらねも分がんねえと。この後、検討だと。むしろこういう福祉のところさ手かけていく。敬老のとこさ手かけていくするならば、セッティングしてパッケージで変えていくというぐらいの当局のやはりね全体的な俯瞰したものの福祉政策というものの提案があつてしかるべきではないかなということを感じました。そういうことの質疑はしませんでしたか、どうですか。



○議長（小林 悟） 8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 今、堀井議員さんが言った中では、検討というふうなことは当局ではしゃべっておりません。自治会や地域等で敬老会を行いたい等の要望があった場合は協議していくと。協議というのは、やる方向でいくというふうなことだと、そういうふうに捉えております。そういうふうな協議したいと考えていますというふうな答弁がありました。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 衛生センターですが、昭和地区の場合は廃止する直前に備蓄倉庫として活用するというような方向だったと思いますし、飯田川の衛生センターの場合は、空いてるんだば糶殻の堆積地にお願ひできないかというお願ひもしてあります。これ再検討していただいたでしょうかね。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） これについては、報告でも述べましたけれども、今言われた糶殻問題とかそのことは具体的には出ませんでした。それで、当局の考え方としては、利用者を募集して、その建物を利用してもらうと。募集。募集者が、利用者がいなければ解体というふうなことで、その後の跡については売却を考えているというふうな答弁でした。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

#### 【産業建設常任委員長の報告】

○議長(小林 悟) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(鈴木壮二) それでは、産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

令和4年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和4年3月14日

2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二、6名です。

3. 説明当局は、産業建設部長、上下水道局長、各関係課長でございます。

4. 書記は、産業建設部 産業課 夏井さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第9号、潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、市道路線の認定及び変更について。

認定する路線は3路線で、主なものは、寄付採納や宅地開発等により市に帰属されたものです。

変更する路線については8路線で、市道の改良工事等により市道認定路線の実延長及び面積が変更となるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第9号、潟上市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） ただいま委員長から報告されたこの議案第12号の中に、市に帰属されたものという表現をされておりますけども、議案の説明の段階では帰属されたものというのとはなかつたように記憶しておりますけども、この帰属ということについてどのように解釈されて委員会では審議をされたか、結果をご報告お願いします。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 今、戸田議員の方からございましたが、その帰属という部分に関して質疑はされておられません。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 質疑されてないという文言の帰属ということを経済報告書に記載すること自体、ちょっと変だなと思うわけですけども、分かりました。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 委員長、ご苦労さんでした。

この道路ね、市道路線の認定及び変更ということで帰属の問題も出ましたが、それはまずさておいてね、3路線だと帰属は。8路線が市道改良等々によって認定するんだと。変更だな、いわゆるね。で、ひとついきますけれども、この認定、変更した実質延長というのは何ぼだったのか。長さだ、延長というぐらいだから。面積は幅員も含めて何ぼなのか。ここ具体的に、これ審査しないと審査した後にあたらないからね。まずこれらはやったと思うので、それまず、ズバリ数字ですから誤りのないよう回答していただきたい。

そして、さらに市道認定とか帰属とかっていろんな文言あるでしょうが、これによって潟上市にとってはメリットは何なのか。デメリットとまでいかななくても、負担はどういう負担が出てくるのか。分かるかな。メリットは何だ。負担は具体的にどういう負担が出てくるのか。

で、基本的にね道路が整備されて立派になっていくことは、私もね全く同感の至りで

いいわけですけども、その並行してっていうか、その反面ですね、市道になりますと今度整備が伴ってきます。いわゆる、言ってみれば永久的に維持管理、補修、まあ場合によっては雨降れば水たまり、雪降れば除雪と。年柄年中、折々の手がかかります。手がかかるってことは税金出動あるっていうことだ。で、こういうものがですね今回のこの市道認定によってどれぐらいのキャパで負担になってくるのか。これ検討してみなければ、これただむやみやたらに野放図にオーケー出したわけでもないと思うので、その具体的なものをしっかりと教えていただきたい。まずそこ。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 一番最初にあった長さ、距離と面積についてですが、そのことに関しては質疑がございませんでした。

2つ目の市道認定で市道が長くなったことによるメリット、デメリットについてですが、市道の延長が伸びますと、交付税の計算の中で市道の部分もありますので少しは増えるかもしれませんが、市道の延長が増えれば管理の費用もかかってくるわけでありますので、それがまあメリットになるかデメリットになるかというのは、これからまあ場所によっては違うのかなと。ただ、市道になるということは市で管理するということになりますので、住民の皆さんにとっては安心感があるのではないかという答弁でした。

以上です。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 委員長ね、委員長いいですか。まず開口一番ね委員長はこういう答弁した。認定路線の延長及び面積となるものだと、明確にこれ報告してるんだよな。で、そこが全ての基本になるんだ、はっきり言えば。8本だっていうことと合わせて。それがなしと、やらなかったと。そうすれば何も基準も何もないことを委員会審査して、で、返す刀で今こう言ったでしょう。メリットになれば地方交付税の算入のときに加算されてくると。面積も長さも分らないものに、どんだけ加算されるんですか。どんだけ加算されるんですか。少なくともやはりそこはね、イロハのイですよ。きちっと確認をし、そしてプラスになるところ、あるいはまた負担に伴うところ、潟上ね道路管理全体の計画と合わせてどうなのかというものを、まさに二元代表制である議会の大事な使命なんですよ、チェックする。それ分からないで、ただ野放図にオーケー、オーケーなんて与えたってしょうがないでしょう。負担だけ増えるかもしれないし。交付金何ぼ来るかも当然言えないわけだから、分かんないわけだから。道路がよくなれば市民ウハウハ、そ

れとまた別問題だ。私はそう思う。ですから、今、もう一回聞いたことに対して答えて。そして、もう少し言えば柔らかく、市道1キロ当たりについてどれぐらいの交付金が来るのか。反対に、どれぐらいの今、維持管理費とか除雪費用含めて出てくるのか。最低ここらはやはり質疑したでしょうね。でないと、何もやらないでこれ認めたって、認定したってことになるすよ。逆に、へばまずここここ、2回目だからそこ聞く。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 今ありました質問に対しては、質疑しておりません。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 私の感覚からいくと、ほとんど感じたところは余り質疑してないんだなど。

逆に聞きます。これをへば認定が全会一致で可決されたという今委員長の報告だけでも、どういうことをつぶさに審査をしてね提案された。市道認定、あるいはまた余り聞いたことない帰属等々も含めて、どういうことを所管の委員会として審査して、これを可決すべきものと決めたのか。委員長の責任において説明してください。あれもなし、これもなしだば何も結果的にあんた方仕事してねえことになるすべ。どうですか。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 詳細については、質疑はありませんでした。先ほどの言ったことだけです。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） まずデビュー戦なので、それでもよく頑張った方かなと思ってお礼申し上げます。ただし、今後は二度と再びそれは通りませんから、きちっと自分で報告書書いてね、そして説明も委員長の責任でできるようにね、研鑽積んでいきましょう。お互いにね。

以上。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

**【予算特別委員長の報告】**

○議長（小林 悟） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13番西村予算特別委員長。

○予算特別委員長（西村 武） 令和4年第1回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和4年3月14日、3月25日

2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、佐藤義久、堀井克見、藤原典男、中川光博、鈴木 司、菅原秀雄、石井和人、鑑 仁志、菅原龍太郎、伊勢潤、佐藤敏雄、小林 悟、澤井昭二郎、西村 武

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

4. 書記 議会事務局 鈴木千秋さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第14号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）から議案第32号、令和4年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを、先般3月14日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告いたしました。

その経過と結果についてご報告を申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告をいたします。

第1点として、衛生費の最終処分場費が前年度と比べて減になった理由とその内容について。

第2点として、水道事業会計の継続費の内容についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査をいたしました。

分科会では全ての審査を終了いたしましたので、本日25日に各分科会委員長から詳細

な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託された議案第14号から議案第32号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

令和4年3月25日

潟上市議会 予算特別委員会委員長 西村 武

潟上市議会 議長 小林 悟 様

○議長（小林 悟） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第14号から議案第32号までについて、これから討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決をします。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第14号から議案第22号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第14号から議案第22号までについては、一括採決により採決します。

これから議案第14号から議案第22号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第14号から議案第22号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号から議案第22号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。



（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第22号までの9件は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第23号から議案第32号までの各会計予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第23号から議案第32号までについては、一括採決により採決します。

議案第23号から議案第32号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第23号から議案第32号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号から議案第32号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第32号までの10件は委員長報告のとおり可決されました。

【日程第32、議案第33号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第15号）（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第32、議案第33号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第15号）（案）についてを議題とします。

議案第33号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、補正予算の大綱について、本日お配りしている説明資料の1ページ、議案第33号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第15号）（案）についてによりご説明いたします。

1、補正予算の概要でございますが、特別交付税等の交付額確定による財政調整基金

の積立と、国の方針により子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限を延長するため、必要な繰越明許費について計上するものでございます。

2、予算の規模についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第15号）（案）は、補正前の予算額176億3,366万2,000円に補正額3億463万6,000円を追加し、補正後の予算額を179億3,829万8,000円とするもので、財源内訳は、特定財源の国庫支出金及び一般財源の特別交付税でございます。

表の下に記載の国庫支出金の内訳についてですが、全国的に平年を上回る降雪となったことから、国の除雪関連補助金の配分があったものでございます。

3、補正予算の内容についてご説明いたします。

（1）繰越明許費は142万円の追加で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。国の方針により給付金の申請期限を令和4年4月30日とするため、令和4年度の支払いとなる経費について繰り越すものでございます。

（2）財政調整基金積立金は3億463万6,000円の追加でございます。

これにより、令和3年度末の残高は15億8,756万5,000円となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 申請期限をこう延長するというふうなことなんですけども、これはどのような理由からこのようになるんですか。

○議長（小林 悟） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

臨時交付金の対象者となる方につきましては、今年の3月31日まで出生した方が対象になりますので、その手続き上、どうしても4月以降に入りますので、その関係で繰越明許となりました。

以上です。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

【日程第33、議会広報編集特別委員会委員辞職の件について】

○議長(小林 悟) 日程第33、議会広報編集特別委員会委員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番佐藤義久議員の退席を求めます。

(5番 佐藤義久議員 退席)

○議長(小林 悟) 5番佐藤義久議員から、一身上の都合により、3月16日付けで委員の辞職願が提出されております。

お諮りします。佐藤義久議員の議会広報編集特別委員会委員の辞職を許可することにご異議ございませんか。8番藤原典男議員。

○8番(藤原典男) 辞任というふうなこと、一身上の都合というふうなことの辞任みたいですけども、先だってね委員長なったばかりで、一冊もまだあれでしょう、議会だより出してないわけでしょう。そういうふうな中で何か一身上の都合となれば、議員活動もできないんじゃないかっていうふうに疑われるところもあるんですが、一身上の都合というのは明らかにできないんですか。

○議長(小林 悟) 辞職願の中に、一身上の都合により議会広報編集特別委員会委員を辞任したいということで許可お願いしますという文章が出ております。これを5番の佐藤義久議員に深く聞きましたが、一身上の都合ということしかお答えしておりません。これ以上聞けませんでした。よろしいでしょうか。

○議長(小林 悟) ご異議ございませんか。藤原典男議員。

○8番(藤原典男) 異議あります、私は。採決してください。

○議長(小林 悟) 7番堀井議員。

○7番(堀井克見) どういう事情であれ、一身上の都合と。まさに一身、この身のね都合により職を辞したいと。私、議長にお尋ねしたいことは、公職を辞するとき、辞めるとき、一身上の都合というのはね、正当な理由として認められる許容の範囲なのか

どうか。そこを確認したい。どうですか。

○議長（小林 悟） 調べましたところ、一身上の都合というのは辞任に当たると、そういうことであります。

7 番堀井議員。

○7 番（堀井克見） だとすれば、正規の手続きで正規の辞表がね出てきたものに対して、異議あるとかないか、私ら議員がね、その本人の一身上の都合、認められるものに対して異議あると言えるものなんですか、これ。逆に、言うことが逆に会議のルールから反するという事にならないですか。どういう見解です。

○議長（小林 悟） まあそのとおりでございます。いずれこれは皆さんの総意で決めてもらいたいと思うので、まあ異議あると言われても、このとおりの一身上の都合というのは認められておりますので、これを許可するというのは、まあ皆さんからご意見もらいながら決めたいと思いますが、いかがでしょうか。正当な理由であります。

よろしいですか。8 番藤原典男議員。

○8 番（藤原典男） 委員会が始まってわずかの時間でね、委員長として張り切ってやろうと思ったときに、まだ何にもしないうちに、仕事しないうちにいきなり辞めるというのは、私は納得いかないんですよ。そういう意味では、ちゃんと議員としての役職に就いたんだから、それはやはりはっきりした理由を私言っただけかかないと、私、納得しません。

○議長（小林 悟） 7 番堀井議員。

○7 番（堀井克見） 隣のね藤原議員が1 回発言しました。で、終結されてしまして私が質問しました。再度同じ議題で質問できるんですか。どうですか、本会議で。できませんよ、普通。

○議長（小林 悟） 今の話で、まずこの一身上の都合というのは認められましたので、これで異議なしと認めたいと思います。したがって……。

○7 番（堀井克見） 同じタイトルで質問できるんですか。

○議長（小林 悟） これは1 回出たものは再度質問できないと思ってます。

○8 番（藤原典男） 私は意見述べたんで、質問ではないです。

○議長（小林 悟） 質問ではありませんので、したがって、これは辞職は許可されました。ということで、佐藤義久議員の除斥を解きます。

暫時休憩します。

(5番 佐藤義久議員 入場)

午後 2時56分 休憩

---

午後 2時57分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付託された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

---

午後 2時58分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 戸 田 俊 樹

〃 署名議員 佐 藤 義 久